

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年8月28日付けの通知書により行った徴収金額決定処分（徴収決定額3,328,000円。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

処分理由は、請求人に未申告の収入があり、不正に保護費を受給したとしているが、以下のとおり、本件で未申告収入とされるものは、申告すべき収入ではなく、請求人は不正に保護費を受給していない。

したがって、本件処分は、違法である。

- 1 タブレットレンタル事業に係る運用資金の入出金については、〇〇県の知人が立ち上げた同事業について、〇〇県の知人に話をしたところ、出資の希望があったので、紹介者とし

て間に入り、〇〇県の知人から預かった出資金を〇〇県の知人に振り込み、出資金元金や配当金が入金された際は、〇〇県の知人に返金しており、請求人に利益は生じていない。また、法の「収入」には該当しないため、収入申告しなかったことに問題はない。

2 株式会社〇〇からの入金については、税理士としての事業所得に当たるものであり、税理士会費その他必要経費を控除すると収入は残っていない。したがって、生活費としての収入はないと認識しており、法の「収入」には該当しないため、収入申告をしなかったことに問題はない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 1月 27日	諮問
令和 3年 1月 22日	審議（第51回第2部会）
令和 3年 2月 25日	審議（第52回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の基本原則

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その

利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 福祉事務所長等の調査権

法 29 条 1 項によれば、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施又は 77 条若しくは 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとされている。

(3) 被保護者の届出義務

法 61 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 不正受給に係る保護費等の徴収

ア 法 78 条 1 項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるとしている。

なお、処分庁は、「〇〇区福祉事務所生活保護法第78条に規定する徴収金への加算措置取扱要領」（以下「加算要領」という。）により、具体的な加算措置の取扱いを定めている。

イ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）IV・4・(1)によれば、法78条の「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。」とされている。

ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）3・①ないし④によれば、法78条の条項を適用する際の基準として、「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」が挙げられている。

エ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13-2

3・答(2)によれば、法78条を適用する場合に関し、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている。

2 本件処分の検討

(1) 徴収対象保護費

請求人は、保護が開始された後の平成25年12月27日（平成28年6月1日も同様）、担当職員から、法61条により、収入については、全て申告の義務があること等について説明を受けた上で、所長宛てに「福祉事務所からの重要事項の説明・確認書」に署名・捺印し、提出していることが認められる。

そうであるにもかかわらず、請求人は、預金口座①及び同②への入金（計2,810,000円。請求人自身からの振込を除く。）について、処分庁に申告していないことが認められる。そして、それらの未申告収入は、請求人からの報告ではなく、法29条の調査により発覚したことが認められる。他方、請求人は、上記金額について、出資者等への返還を要する金銭であるなどの自身の主張を裏付ける具体的な証拠となる資料を提出していない。

なお、上記入金額には、平成26年3月28日、同年7月17日に預金口座②に入金されたもの（計200,000円）も含まれているところ、それらは本件処分日より5年以前の収入であることが認められる。また、請求人は、平成30年8月27日に、請求外〇〇さんへ50,000円を送金

していることが認められる。

以上の事実によれば、未申告収入額 2,810,000 円から地方自治法 236 条 1 項前段の規定に基づき時効消滅した 200,000 円及び請求外〇〇さんへ返金したと推察できる 50,000 円を控除して得た金額 2,560,000 円の収入について請求人が申告を怠ったことは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」（上記 1・(4)）及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」（上記 1・(6)）に該当することから、請求人は、「不正な手段により保護を受け」（法 78 条 1 項）たといえる。そして、この 2,560,000 円は、当該収入を得ていた期間の支給済保護費を下回るのであるから、2,560,000 円の満額が不正受給保護費となる。

(2) 加算額

請求人は、預金口座①及び同②への入金を認識していたにもかかわらず、所長への申告義務を怠っており、その期間は、遅くとも平成 26 年頃から平成 30 年頃までの間で断続的に行われたことが認められる。また、上記(1)で認定した不正受給は、請求人世帯において初めてではあるものの、不正受給額（2,560,000 円）は 100 万円を遥かに超えるものであることが認められる。また、請求人は、不正受給ではない旨の説明は繰り返し行っているが、収入に係る資料の提供等は行っておらず、調査に協力的であったとはいえない。

以上の事実を法 78 条 1 項及び加算要領に当てはめると、徴収対象額（2,560,000 円）の 100 分の 30 に相当する額 768,000 円が加算額となる。

(3) 徴収合計額

上記(1)及び(2)より、徴収合計額は、3,328,000円(2,560,000円+768,000円)となるから、これに一致する本件処分は、上記1の法令等の規定に基づき、その解釈に則った適法なものといふことができ、違算等の事実も認められないから、これを違法又は不当なものといふことはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件で未申告収入とされるものは、申告すべき収入ではなく、請求人は不正に保護費を受給していない旨を主張する。

しかしながら、預金口座①及び同②に他者からの入金があり、それが請求人の収入でないと判断するに足る証拠はない。また、請求人は、全ての収入について法61条の規定に基づき届出を行う義務があり、その旨の重要事項の説明を受けているのであるから、必要経費等を控除して収入が残っていない場合には、申告すべき「収入」には該当しないという請求人の主張は、採用することができない。

したがって、請求人の主張は理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）